

2010年度最賃改正による基本給の改訂

| 地域最賃 | 新基本給 (最賃+20円) | 地域最賃 | 新基本給 (最賃+20円) |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 北海道 691 (678) | 720円 (700) | 青森 645 (633) | 670円 (660) |
| 岩手 644 (631) | 670円 (660) | 宮城 674 (662) | 700円 (690) |
| 秋田 645 (632) | 670円 (660) | 山形 645 (631) | 670円 (660) |
| 福島 657 (644) | 680円 (670) | 茨城 690 (678) | 710円 (700) |
| 栃木 697 (685) | 720円 (710) | 群馬 688 (676) | 710円 (700) |
| 埼玉 750 (735) | 770円 (760) | 千葉 744 (728) | 770円 (750) |
| 東京 821 (791) | 850円 (820) | 神奈川 818 (789) | 840円 (810) |
| 新潟 681 (669) | 710円 (690) | 富山 691 (679) | 720円 (700) |
| 石川 686 (674) | 710円 (700) | 福井 683 (671) | 710円 (700) |
| 山梨 689 (677) | 710円 (700) | 長野 693 (681) | 720円 (710) |
| 岐阜 706 (696) | 730円 (720) | 静岡 725 (713) | 750円 (730) |
| 愛知 745 (732) | 770円 (760) | 三重 714 (702) | 740円 (730) |
| 滋賀 706 (693) | 730円 (720) | 京都 749 (729) | 770円 (750) |
| 大阪 779 (762) | 800円 (790) | 兵庫 734 (721) | 760円 (750) |
| 奈良 691 (679) | 720円 (710) | 和歌山 684 (674) | 710円 (700) |
| 鳥取 642 (630) | 670円 (650) | 島根 642 (630) | 670円 (650) |
| 岡山 683 (670) | 710円 (690) | 広島 704 (692) | 730円 (720) |
| 山口 681 (669) | 710円 (690) | 徳島 645 (633) | 670円 (660) |
| 香川 664 (652) | 690円 (680) | 愛媛 644 (632) | 670円 (660) |
| 高知 642 (631) | 670円 (660) | 福岡 692 (680) | 720円 (700) |
| 佐賀 642 (629) | 670円 (650) | 長崎 642 (629) | 670円 (650) |
| 熊本 643 (630) | 670円 (650) | 大分 643 (631) | 670円 (660) |
| 宮崎 642 (629) | 670円 (650) | 鹿児島 642 (630) | 670円 (650) |
| 沖縄 642 (629) | 670円 (650) | | |
| | | 全国加重平均額 | 730 (713) |

※ 地域最賃の () 内は、2009年度地域別最低賃金額

※ 「新基本給」に反映される「地域最賃額」は「端数10円単位に切上げ」

(例) 北海道 地域最賃691円 ⇒ 基本給額 (700円+20円) = 720円

※ 「新基本給」の () 内は2009年度「基本給額」

※ なお、発行日が確定した段階で、10月1日にさかのぼって新基本給が適用されます

※ **上記表の地域最賃アップが直接時給に反映されない場合の計算方法**

・2010年9月の「時給」(賃金総額)

－ 資格給 (スキル評価額+基礎評価給+接遇マナーが加算されている場合はその額)

－ 基本給加算額 (「別紙」の額)

= 以上の計算で上記の「地域別最低賃金」を上回る場合は最低賃金のアップは反映されない (上記表の額より下回る場合はその差額が基本給アップとなる)。

【例】 郵便外務 (通集配混合6時間以上)・Aランク習熟無・基礎評価給○

東京都 (特地) 9月賃金総額1, 450円の場合

1, 450円 - (350円 + 10円) - 130円 = 960円

計算結果が、上記「新基本給」より高額であるので時給は上がらない。

新賃金の決定方法

1. 郵政の期間雇用社員賃金制度

メール相談においても、いわゆる「手取り」としての「時給」は分かっているけれども、その時給の内容がよく理解できていない期間雇用社員も多いようです。

現在の時給制契約社員の賃金＝時給額は下記のようになっています。

●賃金（時給）＝「基本賃金」＋「加算給」

○基本賃金 ⇒ 基本給 ＋ 職務加算額（名称が「基本給加算額」と変更）

△基本給（全社共通）＝ 地域別最低賃金額（10円単位切上げ） ＋ 20円

△職務加算額（「基本給加算額」→旧賃金との比較のため、職務加算額としています）

＝ A地域 130円 B地域 80円（事業会社）

・ A地域→社員調整手当支給区分 特地（甲地※）、甲地

・ B地域→乙地、丙地

※ 「職務加算額」は事業会社においては外務のみ。内務の「職務加算額」は廃止。

※ 局会社、ゆうちょ、かんぽ、については、「別紙」参照

○加算給 ⇒ 「基礎評価給」 ＋ 「資格給」（スキルランク）

2. 地域最賃がアップしても「基本賃金がアップにならない」地域も

最賃と連動して、その引き上げ額がプラスされるのは上記の「基本給」。

2009年10月からの新賃金制度実施前の「基本賃金（基本給＋職務加算額）」が、新賃金制度の「基本賃金」より高い場合は、以前の賃金が支給されることになることによって、最賃アップが時給に連動しない場合が出てきます。

《 例1 旧⇒事業会社 郵便外務 職務加算額330円適用の「基本賃金」 》

旧 東京都 基本給 770円 ＋ 330円＝1,100円

新 基本給 850円（830＋20）＋130円＝ 980円

《 例2 旧⇒事業会社 郵便外務 職務加算額230円適用の「基本賃金」 》

旧 千葉県甲地 基本給 740円 ＋ 230円＝1,010円

新 基本給 770円（750＋20）＋130円＝ 900円

上記の2つの例のような場合には、「旧」の「基本賃金」の方が高い額ですので、「旧」の賃金が適用され、最賃のアップは反映されません。

《 例3 旧⇒事業会社 郵便外務 職務加算額80円適用地の「基本賃金」 》

旧 青森丙地 基本給 660円 ＋ 80円＝ 740円

新 基本給 670（650＋20）＋ 80円＝ 750円

※ 青森は昨年度は最賃アップが反映されなかったが、今年度は「新の基本賃金」が「旧の基本賃金」を上回り、最賃アップが賃金に反映されることになる。

《 その他の事例 昨年度（09年度）に最賃が反映された地域は、今年度も当然に最賃アップに連動し賃金アップとなる 》

3. 新賃金適用の問題点

上記のように、東京や千葉など、「旧賃金制度」による基本賃金が「新賃金制度」による基本賃金を上回る場合、「旧の賃金」が適用されますが、新規採用とされた期間雇用社員は「新基本給」が適用されている場合があり、同じ職場で、同じスキルでも時給が異なるという矛盾が生じています。当然、新規採用者にも旧の高い方の賃金額に統一すべきです。

(2) 事業会社「基本給加算額」

「別紙」

(表2) 【事業会社基本給加算額】

※旧「職務加算額」の「配達のみ」「通集配/混合Ⅰ」「通集配混合/Ⅱ」「集荷」「運送」の全ての区分について

A地域 ⇒ 130円 B地域 ⇒ 80円

※ 郵便内務・共通については、「職務加算額」の最低額が0円であったため、A地域もB地域も0円となります。

(3) 郵便局会社

(表3) 【局会社基本給加算額】

※ 旧「職務加算額」の「郵便窓口事務」「窓口事務」「後方事務」は、最低額が0円だったため基本給加算額はなし。

- 集金事務 A地域⇒ 80円 B地域⇒ 60円
- アウトバウンド事務 A地域⇒220円 B地域⇒220円
- かんぽ募集事務 A地域⇒300円 B地域⇒280円
- 業務インストラクター補助 A・B地域⇒670円

(4) ゆうちょ銀行

(表4) 【ゆうちょ銀行基本給加算額】

担務Aのみ A地域⇒80円 B地域⇒60円

その他の「旧職務加算額」の支給区分は最低0円だったため基本給加算額はなし。

(5) かんぽ生命保険

(表5) 【かんぽ生命基本給加算額】

統括支店・支店

○保険 内務

アウトバウンド業務担当A A・B地域⇒670円

アウトバウンド業務担当B A・B地域⇒220円

かんぽ業務エキスパート A・B地域⇒670円

一般

○保険 外務

集金 A地域⇒ 80円 B地域⇒ 60円

募集担当A A地域⇒750円 B地域⇒730円

募集担当B A地域⇒420円 B地域⇒400円

募集担当C A地域⇒300円 B地域⇒280円

○統括支店・支店の共通・本社 ⇒0円

サービスセンター

○かんぽ業務エキスパート⇒670円

○一般 ⇒0円